



発行 新潟県  
**第 100 号**  
 平成26年12月24日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1677 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1678 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1679 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1680 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1681 公共測量の終了通知（監理課）
- 1682 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 1683 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 1684 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

決算の公表（財政課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年12月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	マミー・ケアサービス有限会社	小千谷市大字千谷甲1198番地2	マミー・ケアサービス有限会社	平成26年12月1日
重度訪問介護	マミー・ケアサービス有限会社	小千谷市大字千谷甲1198番地2	マミー・ケアサービス有限会社	平成26年12月1日

◎新潟県告示第1678号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県上越市吉川区川谷字辰巳口2617の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第1679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年12月24日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事	上越市大字横曾根54番地	永井 紘一 (理事長)
〃	妙高市広島1丁目14番1号	宮腰 辰夫
〃	上越市大字北条646番地	東條 龍雄
〃	上越市板倉区高野1345番地	齊藤 義信
〃	上越市大字四辻町733番地	中島 久義
監事	上越市清里区岡野町508番地2	梅澤 正直
〃	上越市三和区川浦504番地	下鳥 芳男
〃	上越市大字島田下新田32番地2	滝本 一雄

就任年月日 平成26年12月5日

2 退任

理事	上越市板倉区針414番地	瀧澤 純一 (理事長)
〃	上越市大字稲5番地	牧繪 一義
監事	上越市清里区馬屋684番地	安本 榮一

退任年月日 平成26年11月17日

◎新潟県告示第1680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので平成26年12月25日から平成27年1月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月24日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新発田市 新発田土地改良区	新発田土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	新発田市役 所加治川庁 舎、聖籠町役 場	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1681号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年12月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（水準測量）
- 作業期間 平成26年9月25日から平成26年11月30日まで

3 作業地域 南魚沼郡湯沢町 地内他

---

◎新潟県告示第1682号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
  - ・種類 柏崎都市計画道路(柏崎市決定)
  - ・名称 3・4・7号 比角海岸線
  - 3・5・14号 柏崎港線
  - 3・5・18号 日吉町桜木町線
  - 3・5・20号 常盤台剣野線
  - 3・4・23号 錦町枇杷島線
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

---

◎新潟県告示第1683号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
柏崎都市計画防火地域及び準防火地域(柏崎市決定)
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

---

◎新潟県告示第1684号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年12月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称  
糸魚川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 糸魚川都市計画下水道事業
  - (2) 名称 糸魚川市公共下水道(青海処理区)
- 3 事業施行期間  
昭和57年1月25日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

公 告

決算の公表について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、平成25年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び平成25年度新潟県県債管理特別会計ほか11特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表す

る。

平成26年12月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 平成25年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

## 平成25年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県税	<b>231,838,000,000</b>	<b>232,080,682,235</b>	<b>242,682,235</b>
第1項 県民税	81,341,000,000	81,456,974,011	115,974,011
第2項 事業税	45,333,000,000	45,384,611,081	51,611,081
第3項 地方消費税	34,503,000,000	34,502,936,855	△ 63,145
第4項 不動産取得税	5,341,000,000	5,362,250,604	21,250,604
第5項 県たばこ税	3,027,000,000	3,026,941,811	△ 58,189
第6項 ゴルフ場利用税	580,000,000	579,718,500	△ 281,500
第7項 自動車取得税	4,094,000,000	4,094,049,800	49,800
第8項 軽油引取税	24,711,000,000	24,753,614,302	42,614,302
第9項 自動車税	32,602,000,000	32,614,510,864	12,510,864
第10項 鉱区税	50,000,000	49,866,900	△ 133,100
第11項 狩猟税	35,000,000	34,892,600	△ 107,400
第12項 産業廃棄物税	220,000,000	219,914,903	△ 85,097
第13項 旧法による税	1,000,000	400,004	△ 599,996
第2款 地方消費税清算金	<b>45,266,674,000</b>	<b>45,266,674,336</b>	<b>336</b>
第1項 地方消費税清算金	45,266,674,000	45,266,674,336	336
第3款 地方譲与税	<b>40,660,145,000</b>	<b>40,660,145,099</b>	<b>99</b>
第1項 地方法人特別譲与税	35,725,661,000	35,725,661,000	
第2項 地方揮発油譲与税	4,614,390,000	4,614,390,000	
第3項 石油ガス譲与税	308,547,000	308,547,000	
第4項 航空機燃料譲与税	11,547,000	11,547,000	
第5項 地方道路譲与税		99	99
第4款 地方特例交付金	<b>763,369,000</b>	<b>763,369,000</b>	
第1項 地方特例交付金	763,369,000	763,369,000	
第5款 地方交付税	<b>279,259,282,000</b>	<b>279,259,282,000</b>	
第1項 地方交付税	279,259,282,000	279,259,282,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	<b>590,257,000</b>	<b>590,257,000</b>	
第1項 交通安全対策特別交付金	590,257,000	590,257,000	
第7款 分担金及び負担金	<b>8,835,898,000</b>	<b>8,589,202,654</b>	<b>△ 246,695,346</b>
第1項 分担金	2,237,321,000	2,104,755,563	△ 132,565,437
第2項 負担金	6,598,577,000	6,484,447,091	△ 114,129,909
第8款 使用料及び手数料	<b>10,298,346,000</b>	<b>10,234,279,106</b>	<b>△ 64,066,894</b>
第1項 使用料	6,707,744,000	6,703,282,381	△ 4,461,619
第2項 手数料	3,590,602,000	3,530,996,725	△ 59,605,275
第9款 国庫支出金	<b>277,219,757,000</b>	<b>217,620,954,332</b>	<b>△ 59,598,802,668</b>
第1項 国庫負担金	38,493,513,000	38,424,800,378	△ 68,712,622
第2項 国庫補助金	235,720,707,000	176,411,734,628	△ 59,308,972,372
第3項 委託金	3,005,537,000	2,784,419,326	△ 221,117,674
第10款 財産収入	<b>1,644,309,000</b>	<b>1,634,494,494</b>	<b>△ 9,814,506</b>
第1項 財産運用収入	844,148,000	822,793,765	△ 21,354,235
第2項 財産売却収入	800,161,000	811,700,729	11,539,729
第11款 寄附金	<b>107,924,000</b>	<b>97,119,978</b>	<b>△ 10,804,022</b>
第1項 寄附金	107,924,000	97,119,978	△ 10,804,022
第12款 繰入金	<b>56,902,632,000</b>	<b>34,497,329,309</b>	<b>△ 22,405,302,691</b>
第1項 特別会計繰入金	1,368,887,000	1,357,644,863	△ 11,242,137
第2項 基金繰入金	55,533,745,000	33,139,684,446	△ 22,394,060,554
第13款 諸収入	<b>102,890,198,000</b>	<b>101,978,704,298</b>	<b>△ 911,493,702</b>
第1項 延滞金加算金及び過料等	359,422,000	366,430,118	7,008,118
第2項 利子収入	11,194,000	11,452,874	258,874
第3項 公営企業貸付金収入	22,179,773,000	22,179,773,000	
第4項 貸付金収入	61,395,656,000	61,329,037,395	△ 66,618,605
第5項 受託事業収入	7,466,377,000	6,474,586,141	△ 991,790,859
第6項 収益事業収入	4,305,637,000	4,365,303,678	59,666,678
第7項 利子割精算金収入	3,801,000	3,801,034	34
第8項 雑入	7,168,338,000	7,248,320,058	79,982,058
第14款 県債	<b>309,490,900,000</b>	<b>293,619,800,000</b>	<b>△ 15,871,100,000</b>
第1項 県債	309,490,900,000	293,619,800,000	△ 15,871,100,000
第15款 繰越金	<b>35,581,412,000</b>	<b>35,581,411,622</b>	<b>△ 378</b>
第1項 繰越金	35,581,412,000	35,581,411,622	△ 378
<b>歳入合計</b>	<b>1,401,349,103,000</b>	<b>1,302,473,705,463</b>	<b>△ 98,875,397,537</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
<b>第1款 議会費</b>	<b>1,388,606,000</b>	<b>1,376,404,424</b>		<b>12,201,576</b>
第1項 議会費	1,388,606,000	1,376,404,424		12,201,576
<b>第2款 総務費</b>	<b>84,631,600,000</b>	<b>82,903,883,215</b>	<b>1,187,815,000</b>	<b>539,901,785</b>
第1項 政策費	4,229,933,000	4,122,197,989	34,064,000	73,671,011
第2項 総務管理費	67,499,236,000	65,955,936,916	1,153,751,000	389,548,084
第3項 統計調査費	580,447,000	559,345,843		21,101,157
第4項 徴税費	7,027,869,000	6,982,218,457		45,650,543
第5項 市町村振興費	3,827,221,000	3,824,367,736		2,853,264
第6項 選挙費	1,072,553,000	1,067,947,552		4,605,448
第7項 人事委員会費	147,321,000	146,112,801		1,208,199
第8項 監査委員費	247,020,000	245,755,921		1,264,079
<b>第3款 県民生活・環境費</b>	<b>13,207,189,000</b>	<b>8,185,349,302</b>	<b>4,587,756,000</b>	<b>434,083,698</b>
第1項 県民生活管理費	1,938,797,000	1,910,061,020		28,735,980
第2項 防災費	8,256,029,000	3,379,452,143	4,587,756,000	288,820,857
第3項 環境企画費	885,261,000	868,875,519		16,385,481
第4項 環境対策費	335,606,000	313,316,279		22,289,721
第5項 廃棄物対策費	1,791,496,000	1,713,644,341		77,851,659
<b>第4款 福祉保健費</b>	<b>148,750,581,000</b>	<b>144,296,651,602</b>	<b>3,460,764,000</b>	<b>993,165,398</b>
第1項 福祉保健費	18,433,637,666	18,382,644,869	4,617,000	46,375,797
第2項 国保・福祉指導費	41,187,789,000	41,179,647,501		8,141,499
第3項 医薬事費	7,022,622,157	5,959,327,436	945,459,000	117,835,721
第4項 医師・看護職員確保対策費	1,781,318,468	1,143,129,742	510,000,000	128,188,726
第5項 高齢福祉保健費	38,645,070,000	38,085,914,024	480,165,000	78,990,976
第6項 健康対策費	5,616,207,231	5,471,822,792		144,384,439
第7項 生活衛生費	1,533,039,000	1,503,782,586	280,000	28,976,414
第8項 障害福祉費	19,340,347,300	18,165,175,961	879,826,000	295,345,339
第9項 児童家庭費	15,190,550,178	14,405,206,691	640,417,000	144,926,487
<b>第5款 労働費</b>	<b>9,064,360,000</b>	<b>7,589,288,490</b>		<b>1,475,071,510</b>
第1項 労働委員会費	127,868,000	126,555,580		1,312,420
第2項 労政雇用費	6,884,183,000	5,650,270,734		1,233,912,266
第3項 職業能力開発費	2,052,309,000	1,812,462,176		239,846,824
<b>第6款 産業費</b>	<b>66,805,145,000</b>	<b>64,897,133,167</b>	<b>19,126,000</b>	<b>1,888,885,833</b>
第1項 産業政策費	5,000,093,000	4,850,549,695		149,543,305
第2項 産業振興費	1,531,629,000	1,434,531,583		97,097,417
第3項 商業振興費	48,438,698,000	46,846,736,155		1,591,961,845
第4項 産業立地費	10,136,226,000	10,111,096,227		25,129,773
第5項 観光費	1,698,499,000	1,654,219,507	19,126,000	25,153,493
<b>第7款 農林水産業費</b>	<b>115,339,498,000</b>	<b>91,330,211,867</b>	<b>22,080,777,000</b>	<b>1,928,509,133</b>
第1項 農業総務費	3,354,174,000	3,322,111,959		32,062,041
第2項 地域農政推進費	6,872,080,000	6,385,501,122	160,418,000	326,160,878
第3項 農産園芸費	1,202,731,000	1,118,698,377	40,430,000	43,602,623
第4項 経営普及費	3,920,870,000	3,465,519,930		455,350,070
第5項 食品・流通費	286,337,000	276,150,037		10,186,963
第6項 畜産業費	844,229,000	839,155,257		5,073,743
第7項 水産業費	6,005,083,000	4,563,787,654	1,343,219,000	98,076,346
第8項 林業費	23,736,043,000	17,341,821,815	6,198,025,000	196,196,185
第9項 農地管理費	2,842,051,000	2,569,688,933	245,754,000	26,608,067
第10項 農地基盤整備費	64,595,815,000	50,167,815,687	13,697,349,000	730,650,313
第11項 農地計画費	1,680,085,000	1,279,961,096	395,582,000	4,541,904
<b>第8款 土木費</b>	<b>263,334,362,000</b>	<b>182,593,102,413</b>	<b>79,154,637,000</b>	<b>1,586,622,587</b>
第1項 土木管理費	11,012,268,000	10,542,475,939	372,951,000	96,841,061
第2項 道路橋りょう費	98,307,865,000	68,406,251,251	29,262,483,000	639,130,749
第3項 河川海岸費	85,692,276,000	47,615,249,390	37,782,556,000	294,470,610
第4項 砂防費	22,712,428,000	14,734,771,936	7,828,429,000	149,227,064
第5項 都市計画費	7,295,170,000	6,030,457,350	1,230,669,000	34,043,650
第6項 建築費	18,998,808,000	18,726,226,464	235,895,000	36,686,536
第7項 交通政策費	7,371,044,000	7,282,202,088	15,420,000	73,421,912
第8項 港湾振興費	412,296,000	324,841,334		87,454,666
第9項 港湾費	10,973,971,000	8,429,175,137	2,426,234,000	118,561,863
第10項 空港費	558,236,000	501,451,524		56,784,476
<b>第9款 警察費</b>	<b>50,249,308,000</b>	<b>49,753,773,494</b>	<b>218,029,000</b>	<b>277,505,506</b>
第1項 警察管理費	46,506,049,000	46,304,618,067		201,430,933
第2項 警察行政費	3,743,259,000	3,449,155,427	218,029,000	76,074,573
<b>第10款 教育費</b>	<b>217,569,521,000</b>	<b>213,932,372,123</b>	<b>3,056,471,000</b>	<b>580,677,877</b>
第1項 教育総務費	4,523,512,000	4,463,149,084	20,196,000	40,166,916
第2項 小中学校費	127,686,450,000	127,596,991,402		89,458,598
第3項 高等学校費	51,779,114,000	49,222,805,382	2,256,177,000	300,131,618
第4項 特別支援学校費	17,605,762,000	16,915,485,156	638,226,000	52,050,844
第5項 生涯学習推進費	327,847,000	321,631,493		6,215,507
第6項 文化行政費	1,740,259,000	1,732,296,827		7,962,173
第7項 保健体育費	1,509,122,000	1,452,545,356		56,576,644
第8項 私学教育振興費	11,021,067,000	10,852,045,748	141,872,000	27,149,252
第9項 大学費	1,376,388,000	1,375,421,675		966,325

第11款 災害復旧費	<b>35,177,934,000</b>	<b>19,811,433,184</b>	<b>13,233,355,000</b>	<b>2,133,145,816</b>
第1項 農林水産施設災害復旧費	8,936,416,000	5,769,716,361	2,440,934,000	725,765,639
第2項 土木施設災害復旧費	26,181,276,000	14,011,450,523	10,762,446,000	1,407,379,477
第3項 教育施設災害復旧費	60,242,000	30,266,300	29,975,000	700
第12款 県債費	<b>303,435,952,000</b>	<b>303,435,946,672</b>		<b>5,328</b>
第1項 県債費	303,435,952,000	303,435,946,672		5,328
第13款 諸支出金	<b>92,360,772,000</b>	<b>92,345,259,193</b>		<b>15,512,807</b>
第1項 公営企業貸付金	22,179,773,000	22,179,773,000		
第2項 雑支出	2,766,982,000	2,751,471,022		15,510,978
第3項 地方消費税清算金	32,746,768,000	32,746,767,336		664
第4項 利子割交付金	608,092,000	608,092,000		
第5項 配当割交付金	931,549,000	931,549,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	1,439,856,000	1,439,856,000		
第7項 地方消費税交付金	22,938,244,000	22,938,244,000		
第8項 ゴルフ場利用税交付金	402,945,000	402,944,920		80
第9項 自動車取得税交付金	2,914,161,000	2,914,160,881		119
第10項 軽油引取税交付金	5,431,413,000	5,431,412,240		760
第11項 利子割精算金	989,000	988,794		206
第14款 予備費	<b>34,275,000</b>			<b>34,275,000</b>
第1項 予備費	34,275,000			34,275,000
<b>歳出合計</b>	<b>1,401,349,103,000</b>	<b>1,262,450,809,146</b>	<b>126,998,730,000</b>	<b>11,899,563,854</b>

歳入歳出差引残額

40,022,896,317円

## 平成25年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	134,150,786,000	134,150,785,567	△ 433
第1項 繰入金	134,150,786,000	134,150,785,567	△ 433
<b>歳入合計</b>	<b>134,150,786,000</b>	<b>134,150,785,567</b>	<b>△ 433</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	134,150,786,000	134,150,785,567		433
第1項 県債費	134,150,786,000	134,150,785,567		433
<b>歳出合計</b>	<b>134,150,786,000</b>	<b>134,150,785,567</b>		<b>433</b>

歳入歳出差引残額 0円

## 平成25年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	2,046,630,000	4,522,343,746	2,475,713,746
第1項 諸収入	918,925,000	1,630,737,315	711,812,315
第2項 繰越金	1,127,705,000	2,891,606,431	1,763,901,431
<b>歳入合計</b>	<b>2,046,630,000</b>	<b>4,522,343,746</b>	<b>2,475,713,746</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	2,046,630,000	1,625,978,455		420,651,545
第1項 貸付事業費	1,127,705,000	707,054,011		420,650,989
第2項 貸付債権活用事業費	918,925,000	918,924,444		556
<b>歳出合計</b>	<b>2,046,630,000</b>	<b>1,625,978,455</b>		<b>420,651,545</b>

歳入歳出差引残額 2,896,365,291円

## 平成25年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	1,915,753,000	1,897,679,623	△ 18,073,377
第1項 国庫支出金	111,128,000	111,127,252	△ 748
第2項 財産収入	378,000	377,947	△ 53
第3項 寄附金	1,000,000	1,000,000	
第4項 繰入金	557,175,000	539,293,850	△ 17,881,150
第5項 諸収入	179,815,000	180,515,228	700,228
第6項 県債			
第7項 分担金及び負担金	1,062,403,000	1,061,511,923	△ 891,077
第8項 繰越金	3,854,000	3,853,423	△ 577
<b>歳入合計</b>	<b>1,915,753,000</b>	<b>1,897,679,623</b>	<b>△ 18,073,377</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	1,915,753,000	1,883,421,955		32,331,045
第1項 災害救助費	1,264,899,000	1,238,603,576		26,295,424
第2項 基金積立金	130,610,000	124,577,532		6,032,468
第3項 県債費	64,938,000	64,935,841		2,159
第4項 繰出金	455,306,000	455,305,006		994
第2款 予備費				
<b>歳出合計</b>	<b>1,915,753,000</b>	<b>1,883,421,955</b>		<b>32,331,045</b>

歳入歳出差引残額 14,257,668円

## 平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入	418,223,000	436,313,145	18,090,145
第1項 繰入金	85,345,000	85,345,000	
第2項 諸収入	128,932,000	147,022,772	18,090,772
第3項 県債	168,884,000	168,884,000	
第4項 繰越金	35,062,000	35,061,373	△ 627
歳入合計	418,223,000	436,313,145	18,090,145

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費	418,223,000	397,219,658		21,003,342
第1項 貸付事業費	418,223,000	397,219,658		21,003,342
歳出合計	418,223,000	397,219,658		21,003,342

歳入歳出差引残額 39,093,487円

## 平成25年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	8,444,000	8,432,206	△ 11,794
第1項 財産収入	167,000	166,206	△ 794
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	8,266,000	8,266,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	8,444,000	8,432,206	△ 11,794

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	8,444,000	8,432,206		11,794
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	8,433,000	8,432,206		794
歳出合計	8,444,000	8,432,206		11,794

歳入歳出差引残額 0円

## 平成25年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	1,380,711,000	3,500,143,086	2,119,432,086
第1項 繰入金	4,536,000	4,536,000	
第2項 諸収入	572,467,000	911,803,281	339,336,281
第3項 繰越金	803,708,000	2,583,803,805	1,780,095,805
歳入合計	1,380,711,000	3,500,143,086	2,119,432,086

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	1,380,711,000	623,024,227		757,686,773
第1項 貸付事業費	808,247,000	75,591,640		732,655,360
第2項 県債費	387,956,000	374,164,364		13,791,636
第3項 繰出金	184,508,000	173,268,223		11,239,777
歳出合計	1,380,711,000	623,024,227		757,686,773

歳入歳出差引残額 2,877,118,859円

## 平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	122,613,000	294,856,212	172,243,212
第1項 繰入金	1,106,000	1,106,000	
第2項 諸収入	70,000	58,162,246	58,092,246
第3項 繰越金	121,437,000	235,587,966	114,150,966
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	127,071,000	102,565,068	△ 24,505,932
第1項 諸収入	69,200,000	52,400,000	△ 16,800,000
第2項 県債	43,000,000	27,875,000	△ 15,125,000
第3項 繰越金	14,871,000	22,290,068	7,419,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
<b>歳入合計</b>	<b>251,784,000</b>	<b>415,421,280</b>	<b>163,637,280</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	122,563,000	29,730,856		92,832,144
第1項 貸付事業費	122,563,000	29,730,856		92,832,144
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	112,200,000	81,950,000		30,250,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	55,750,000		30,250,000
第2項 県債費	26,200,000	26,200,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
<b>歳出合計</b>	<b>251,784,000</b>	<b>111,680,856</b>		<b>140,103,144</b>

歳入歳出差引残額 303,740,424円

## 平成25年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	81,136,000	309,251,090	228,115,090
第1項 繰入金	341,000	341,000	
第2項 諸収入	61,000	29,035,253	28,974,253
第3項 繰越金	80,734,000	279,874,837	199,140,837
<b>歳入合計</b>	<b>81,136,000</b>	<b>309,251,090</b>	<b>228,115,090</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	81,086,000	34,741,877		46,344,123
第1項 貸付事業費	81,086,000	34,741,877		46,344,123
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
<b>歳出合計</b>	<b>81,136,000</b>	<b>34,741,877</b>		<b>46,394,123</b>

歳入歳出差引残額 274,509,213円

## 平成25年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	152,504,000	152,958,483	454,483
第1項 国庫支出金	6,265,000	6,030,624	△ 234,376
第2項 財産収入	11,143,000	13,527,009	2,384,009
第3項 繰入金	126,963,000	125,268,390	△ 1,694,610
第4項 県債			
第5項 繰越金	8,133,000	8,132,460	△ 540
歳入合計	152,504,000	152,958,483	454,483

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	151,504,000	132,454,824	13,650,000	5,399,176
第1項 事業費	61,530,000	42,481,350	13,650,000	5,398,650
第2項 県債費	65,974,000	65,973,474		526
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	152,504,000	132,454,824	13,650,000	6,399,176

歳入歳出差引残額 20,503,659円

## 平成25年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	685,555,000	684,254,428	△ 1,300,572
第1項 財産収入	683,640,000	683,639,428	△ 572
第2項 繰入金	1,915,000	615,000	△ 1,300,000
歳入合計	685,555,000	684,254,428	△ 1,300,572

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	685,555,000	684,254,428		1,300,572
第1項 事業費	1,915,000	615,000		1,300,000
第2項 繰出金	683,640,000	683,639,428		572
歳出合計	685,555,000	684,254,428		1,300,572

歳入歳出差引残額 0円

## 平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 流域下水道事業収入	16,202,048,000	14,146,522,557	△ 2,055,525,443
第1項 分担金及び負担金	5,045,476,000	5,044,259,302	△ 1,216,698
第2項 使用料及び手数料	486,000	490,991	4,991
第3項 国庫支出金	4,357,049,000	2,835,555,909	△ 1,521,493,091
第4項 財産収入	1,058,000	1,047,179	△ 10,821
第5項 繰入金	1,968,345,000	1,968,345,000	
第6項 諸収入	126,528,000	119,725,410	△ 6,802,590
第7項 県債	3,941,000,000	3,415,000,000	△ 526,000,000
第8項 繰越金	762,106,000	762,098,766	△ 7,234
歳入合計	16,202,048,000	14,146,522,557	△ 2,055,525,443

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 流域下水道事業費	16,201,548,000	13,519,369,481	2,489,105,000	193,073,519
第1項 管理費	3,604,983,000	3,550,405,562		54,577,438
第2項 建設費	7,955,100,000	5,327,838,336	2,489,105,000	138,156,664
第3項 県債費	4,636,533,000	4,636,529,583		3,417
第4項 災害復旧費	4,932,000	4,596,000		336,000
第2款 予備費	500,000			500,000
第1項 予備費	500,000			500,000
歳出合計	16,202,048,000	13,519,369,481	2,489,105,000	193,573,519

歳入歳出差引残額 627,153,076円

## 平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	4,548,997,000	4,504,619,118	△ 44,377,882
第1項 分担金及び負担金			
第2項 使用料及び手数料	1,421,942,000	1,470,567,104	48,625,104
第3項 国庫支出金	232,029,000	232,029,000	
第4項 財産収入	23,605,000	23,634,885	29,885
第5項 繰入金	498,286,000	498,286,000	
第6項 諸収入	155,263,000	154,229,668	△ 1,033,332
第7項 県債	2,102,000,000	2,010,000,000	△ 92,000,000
第8項 繰越金	115,872,000	115,872,461	461
歳入合計	4,548,997,000	4,504,619,118	△ 44,377,882

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	4,548,844,000	4,428,211,344	105,112,000	15,520,656
第1項 事業費	1,883,144,000	1,762,512,976	105,112,000	15,519,024
第2項 県債費	2,665,700,000	2,665,698,368		1,632
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
歳出合計	4,548,997,000	4,428,211,344	105,112,000	15,673,656

歳入歳出差引残額 76,407,774円

## 2 監査委員の審査意見

### 審査の結果

平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

### 審査の意見

平成25年度一般会計決算額は、歳入では、県税が3年連続増加し、国庫支出金も増加した一方、中越沖地震復興基金貸付金収入の減などにより前年度比6.0パーセント減の1兆3,024億7,371万円となり、歳出では、普通建設事業や積立金が増加した一方、中越沖地震復興基金償還金の減などにより前年度比6.5パーセント減の1兆2,624億5,081万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、12億2,570万円の黒字となり、実質単年度収支額も5億2,155万円の黒字となっている。

また、平成25年度における12の特別会計決算額は、県債の償還に伴い県債管理特別会計決算額や流域下水道事業特別会計決算額が増加した一方、中越沖地震被災中小企業復興支援基金償還金の減に伴い中小企業支援資金貸付事業特別会計決算額が減少したことなどにより、歳入合計額で前年度比15.3パーセント減の1,647億2,872万円、歳出合計額では前年度比16.0パーセント減の1,575億9,957万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は95.3パーセントで前年度に比べ1.5ポイント増加し、実質公債費比率についても17.5パーセントと前年度に比べ0.1ポイント増加し、それぞれ悪化している。

県債残高は、総額で2兆7,217億円となっており前年度比302億円増加しているが、これは臨時財政対策債が601億円増加したことによるものであり、これを除いた残高は299億円減少している。

県債償還額については依然として高水準で推移しているものの、財政調整基金などの財源対策的基金残高については5億円増加し495億円となっている。

これらを踏まえると、経済・雇用対策などの施策展開に取り組む中で、基金や県債残高において財政面への配慮が認められるものの、財政指標や県債償還額の推移など

から、本県の財政は厳しい状況が続いていると考えられる。

以上のことから、引き続き、県税などの歳入確保はもとより、未利用財産の有効活用など、税外収入の確保にも努めるとともに、内部管理経費の縮減を図り、「選択と集中」による行政のスリム化と効率化の推進にも努められたい。さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも配慮しつつ、次の事項について十分留意しながら、将来にわたって安定的な行財政運営の確保に努められたい。

### 1 予算の計画的・効率的な執行

予算の執行に当たっては、厳しい財政状況のもとで最少の経費により最大の効果を上げるため、事業は、本県の発展を図る観点と県民ニーズとを踏まえ費用対効果や優先度を考慮し重点化を図り、実施に際しては、経済性、効率性はもとより有効性にも配慮するとともに、事業効果の検証を確実に行うなど、予算の計画的かつ効率的な執行に努められたい。

### 2 収入未済額の縮減に向けた取組

収入未済額は、一般会計で前年度に比べ4億2,459万円減の46億3,391万円、特別会計では、前年度に比べ785万円減の10億7,933万円となっている。

県税収入未済額については、前年度より4億709万円減少し、40億2,792万円となり、「新潟県地方税徴収機構」等の取組の成果が認められるところである。

税外収入未済額については、財源確保の観点や公平性及び受益者負担の原則を踏まえ、引き続き「税外債権管理の手引き」を活用した全庁的な取組を進め、新たな未収金の発生防止や早期回収に努められたい。

一方、回収困難な未収金については、「権利の放棄の議案提出に係る判断基準」により、県民に不公平感が生ずることのないよう厳正な審査の上、債権整理に取り組まれたい。

### 3 公金意識の徹底と組織マネジメントの向上

県民の安全・安心に関わる安定ヨウ素剤の未配備を始め、長期間に渡る多くの不正及び不適切な事務処理が発覚したことは、県行政に対する県民の信頼を大きく損なうこととなった。

また、この他にも事務処理遅延等による不適切な事務処理が発生している。

これらの不正及び不適切な事務処理に関しては、職員の公金意識の欠如や内部けん制機能及び相互点検体制を含めた組織マネジメントが十分に機能していないことが原因と考えられる。

このことから、今回の不正事案について、全職員が研修等を通じて、発生原因等の課題認識を共有するとともに、改めて公金意識の徹底と組織マネジメントの向上に取り組み、県民の信頼回復に努められたい。

#### 4 人口問題対策への取組

本県では、全国に先駆けて外部有識者を交えた「人口問題対策会議」を設置し、部局横断的に幅広い対策の検討を進めており、働く場の確保・創出、雇用ミスマッチの解消、子育て環境の整備などに取り組んでいる。

人口減少問題は、息の長い取組を要するものであるが、随時各種施策の事業化を図り、その有効性を検証するとともに、国の動向も注視しながら、一層議論を深め、具体的な施策展開に向けて、引き続き関係部局が一体となって取り組まれたい。

#### 5 新幹線活用による地域活性化の取組

北陸新幹線の開業が目前に迫る中、「新幹線活用地域活性化委員会」からの提言も踏まえ、上越・北陸の両新幹線を有するメリットを最大限に発揮するための施策展開が急務となっている。

二次交通の整備や観光誘客の取組などが進められているところであるが、これらの効果が迅速かつ十分に発揮されるよう、県や市町村、鉄道事業者等の関係機関の有機的連携を促進し、地域活性化への取組を着実に推進されたい。

#### 6 農業の担い手としての経営体の体質強化

本県農業を巡る環境は、産地間競争の激化や農業従事者の高齢化に加え、米価の下落傾向が続くなど一層厳しさを増しており、担い手となる経営体の育成が急務となっている。

本県農業が持続的に発展していくためには、これら経営体の所得向上が必要であり、複合営農の導入や6次産業化等への支援を強化するとともに、「農地中間管理機構」の活用による農地集積を促進することにより、経営体の体質強化を一層推進されたい。

#### 7 特別支援教育の推進と障害者雇用促進の取組

特別支援学校高等部では、生徒の企業就労希望に対応し、近年、職業学級の設置や就労支援コーディネーターの配置等を進めたことにより、企業就労希望の生徒の自己実現に大きく寄与している。

一方、今後も高等部の入学者の増加が見込まれており、これに伴う受入体制の充実が喫緊の課題となっていることから、教育の充実に必要な施設整備を進めるとともに、特別支援学校教諭の確保及び専門性の向上に努められたい。

あわせて、県内の障害者雇用の促進を図るため、普及啓発とともに受入企業への各種支援策の充実強化も検討されたい。

#### 8 高齢者保護対策の充実に向けた連携強化

高齢化社会の進展に伴い、高齢者が被害者又は加害者となる事件、事故への対策が急務となっている。

県警察では、特殊詐欺被害防止対策として、金融機関等と連携した「水際シャットアウト作戦」などに取り組み、特殊詐欺被害の未然防止に効果を上げているが、特殊詐欺の認知件数及び被害額ともに増加している状況にある。

このほか、交通事故防止対策や認知症行方不明者対応など、高齢者を巡る課題に対しては、警察活動とともに全庁的な取組が必要であることから、高齢者保護対策の充実に向け、関係部局等の連携をより一層強化して取り組まされたい。

上記のほか、定期監査において会計事務処理、財産・物品の管理及び交通事故防止などに関して是正、改善等を求めた事項については、それぞれ適切に対応されたい。

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ラパロスコピック鉗子セットについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年12月24日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ラパロスコピック鉗子セット 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成27年3月31日(火)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年1月6日(火)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。